

高島ふれあい農業特区

都道府県名：

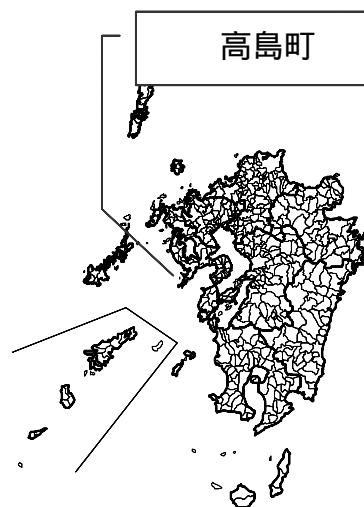
長崎県

申請主体名：

高島町

区域の範囲：

長崎県西彼杵郡高島町の区域の一部（高島全域）



特区の概要：

本町は、元々、石炭産業の一島一町一企業の特殊な町であり、農業地域は皆無であった。しかし、昭和61年炭坑が閉山し、雇用対策として、町の炭坑従業員住宅の跡地を利用してトマトのハウス栽培を始め、今では全国的なシェアを有するまでになった。今回、特区の認定を受け、民間会社に対し農地貸付を行い、民間の手法による効率的な経営により生産を拡大し、また同時に町も関連事業としてトマト振興・PR事業を行ってゆくことで、全国に知られる「トマトのまち」として地域の活性化を図る。

適用される規制の特例措置：

・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認

